





◎長崎支部からのお願い◎



 検査時刻の指定	検査巡回地区の日程は下表の通りとなりますが、1日で数カ所を巡回するためご希望時間に検査にお伺いする運用は不可能ですので 検査時刻の指定はお受けできません。
 提出期限外の申請	申請書の提出期限は 検査希望日の1週間前(土日祝日を除く5営業日前)必着 となります。期限を過ぎて到着した申請は次回以降へ振り替えとなりますのであらかじめ余裕を持った申請をお願いします。
 提出期限の注意事項	北松地区、五島地区、上五島地区に関しては行程が2日間に及ぶため、 早いほうの日付が提出期限 となります。 例：下記予定表に3日又は4日と記載・・・3日の5営業日前が提出期限(必着締め切り)。以降に届いたものは次回以降に振り替え。
 北松、五島、上五島地区注意事	北松・五島・上五島地区は同じ週に2日間検査日を設けておりますが 2日間のうちのどちらかを指定することはできません のでご了承ください。どちらの日でお伺いするかは検査の前日まで(土日祝日を除く)にお時間の連絡と併せて致します。

◎令和5年長崎支部船舶検査予定表◎

検査にお伺いする時間は **検査日の1日～2日前 (土日祝日を除く)**に、電話にてご連絡します。(お願い)前日の午後3時過ぎて連絡が無い場合はお電話ください。

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	R06/1月	2月	3月	4月	5月	6月
長崎 敵刈 地区	【長崎市】旧外海町・旧琴海町を除く	3 5 10	2 7 9	4 6 11	2 4 11	1 6 8	4 6 11	10 15 17	5 7 14	4 6 11	1 3 8	8 13 15	3 5 10
	【諫早市】多良見町【西彼杵郡】長与町・時津町	12 19 24	21 23 28	13 20 25	16 18 23	13 15 20	13 18 20	22 24 29	19 21 26	13 18 25	10 15 17	20 22 27	12 17 19
	※離島については「離島地区」をご覧ください	26 31	30	27	25 30	22 27 29		31	28	27	22 24	29	24 26
大村 地区	【東彼杵郡】川棚町・東彼杵町【大村市】	3 10 24	7 21 28	4 11 25	2 16 23	6 13 20	4 11 18	15 22 29	5 19 26	4 11 18	1 8 15	13 20 27	3 10 17
	【諫早市】旧諫早市内・高来町・小長井町	31			30	27	22			25	22		24
	【佐賀県】鹿島市・嬉野市・藤津郡太良町												
西彼 地区	【西海市】	4 11 18	1 8 22	5 12 19	3 10 17	7 14 21	5 12 19	9 16 23	6 13 20	5 12 19	2 9 16	7 14 21	4 11 18
	【長崎市】旧外海町・旧琴海町 ※離島については「離島地区」をご覧ください	25	29	26	24 31	28		30	27	26	23	28	25
佐世 保地 区	【佐世保市】ただし、以下を除く	4 6 11	1 3 8	7 14 21	5 12 19	2 9 16	7 14 21	11 18 25	1 8 15	5 7 12	2 4 9	7 9 14	4 6 11
	浅子町・小佐々町・江迎町・鹿町町・宇久町	13 18 20	10 17 22	28	26	30			22 29	14 19 21	11 16 18	16 21 23	13 18 20
	※離島については「離島地区」をご覧ください	25 27	24 29 31							26 28	23 25	28 30	25 27
島原 地区	【島原市】【雲仙市】【南島原市】	6 13 20	3 10 17	7 14 21	5 12 19	2 9 16	7 14 21	11 18 25	1 8 15	7 14 21	4 11 18	9 16 23	6 13 20
	【諫早市】飯盛町・有喜町・森山町	27	24 31	28	26	30			22 29	28	25	30	27
北松 地区	【佐世保市】浅子町・小佐々町・鹿町町・江迎町	5 又は 6	2 又は 3	6 又は 7	4 又は 5	1 又は 2	6 又は 7	10 又は 11	7 又は 8	6 又は 7	3 又は 4	8 又は 9	5 又は 6
	【平戸市】【松浦市】	12 又は 13	9 又は 10	13 又は 14	11 又は 12	8 又は 9	20 又は 21	24 又は 25	21 又は 22	13 又は 14	10 又は 11	15 又は 16	12 又は 13
	【北松浦郡】小値賀町を除く ※離島については「離島地区」をご覧ください	19 又は 20 26 又は 27	23 又は 24 30 又は 31	20 又は 21	18 又は 19	21 又は 22				21 又は 22 27 又は 28	17 又は 18 24 又は 25	22 又は 23 29 又は 30	19 又は 20 26 又は 27
五島 地区	【五島市】福江島	3 又は 4	7/31 又は 1	4 又は 5	2 又は 3	6 又は 7	4 又は 5	9 又は 10	5 又は 6	4 又は 5	8 又は 9	7 又は 8	3 又は 4
	※福江奈留以外の方は「離島地区」をご覧ください	18 又は 19	21 又は 22	19 又は 20	16 又は 17	20 又は 21	18 又は 19	22 又は 23	19 又は 20	18 又は 19	22 又は 23	20 又は 21	17 又は 18
	【五島市】奈留島	28	25	29	27	24	15	26	16	29	26	31	28
上五島地区	【南松浦郡】新上五島町	10 又は 11	7 又は 8	11 又は 12	10 又は 11	13 又は 14	11 又は 12	15 又は 16	13 又は 14	11 又は 12	15 又は 16	13 又は 14	10 又は 11
離島 地区	離島地区(右記参照)	宇久小値賀地区【小値賀島・宇久島】長崎市【高島・池島】佐世保市【高島・黒島】西海市【松島・平島・江島】平戸市【度島・的山大島】											
	五島市福江島、新上五島町は上記参照	松浦市【青島・飛島】五島市【久賀島・椛島・黄島・赤島】その他離島で小型船舶を所有されている方は裏面をご確認下さい。											
長崎支部への持ち込み検査		【予約制】月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9:00～11:00・午後1:00～3:30 船舶番号をご確認の上、検査希望日の1営業日前までにお電話にてご予約ください。											

〒859-0401

長崎県諫早市多良見町化屋1852-2 ☎ 0957-43-5090

日本小型船舶検査機構 長崎支部 FAX 0957-43-5250

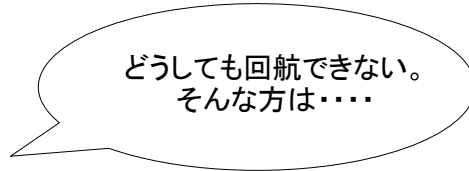
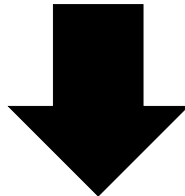
表面「離島地区」に該当するお客様へ

小値賀 宇久	【北松浦郡】小値賀町【佐世保市宇久町】	3～4か月に1回程度でお伺いしております。検査ご希望の方はお早めに申請書をご提出いただきますようお願いいたします。申請書をご提出いただいた方には、検査日決定後にお電話でご連絡いたします。
小値賀島、宇久島以外の方 通常巡回する近隣の港への持ち込みのお願い		定期船やスケジュールの関係などで島に定期的にお伺いすることが難しいので大変申し訳ございませんが下記の港への回航して受検をお願いいたします。回航しての受験される場合は表面の各地区の巡回日で検査を受検できます。

回航先の港一例

長崎市高島	→	長崎市伊王島港
長崎市池島	→	長崎市神浦港
佐世保市高島及び黒島	→	佐世保市相浦港
西海市松島	→	西海市瀬戸港
		西海市崎戸港
西海市平島	→	または新上五島町友住港
		西海市崎戸港
西海市江島	→	または新上五島町友住港
平戸市度島及び的山大島	→	平戸市薄香港
		または平戸市平戸港

松浦市青島	→	松浦市御厨港
松浦市飛島	→	松浦市今福港
五島市久賀島	→	五島市奥浦港
		五島市福江港
五島市柊島	→	または奈留島奈留港
五島市黄島及び赤島	→	五島市塩津港
五島市嵯峨野島	→	五島市貝津港
一覧にない離島	→	お問合せください
※提示した港以外であっても回航可能な港があれば、そちらを指定していただいてもかまいません。地区が異なる場合は検査日が変わる場合もございますのでご注意ください。		



離島の場所と定期船の時間、在籍船数を考慮してお伺いできる離島もございます。ただし、以下の島に限らせていただき、下記の条件をお守りいただく上でご申請下さい。

長崎市高島・西海市松島・平戸市度島 平戸市的大山大島・五島市久賀島	1年で2～3回程度 1隻の申請ではお伺いできませんのお近くで検査を検討されている方とお話しいただき、3～5程度の集約検査をお願いします。
長崎市池島・佐世保市高島・佐世保市黒島 松浦市青島	1年で1～2回程度 1隻の申請ではお伺いできませんのお近くで検査を検討されている方とお話しいただき、3～5程度の集約検査をお願いします。
上記以外	大変申し訳ございませんが、原則回航していただきまして受験お願いいたします。

離島検査でお守りいただきたい事項	①検査を満了(検査切れ)または満了間近の船舶であって、「検査切れるからすぐ来てほしい」などの対応は不可能ですので、ご自宅に申請書が届いた段階で早めの申請をお願いします。
	②申請書が機構に到着した時点で検査の有効期間満了まで1か月未満のお客様は満了日までにお伺いできない旨ご了承ください。
	③島内である程度検査隻数が集まりましたらお客様に日程のご連絡をいたします。どうしても立ち合いが難しい場合は機関の始動及び装備品、書類関係の扱いが可能な代理人の方へ立ち合いの依頼をお願いします。
	④島内で検査員の移動手段が確保できない場合は検査員の送迎をお願いする場合がございますので大変恐縮ですがお願いいたします。